

基安発0201第5号
平成22年2月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

平成20年度リスク評価対象物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底について

平成20年度「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」においてイソプレン等20物質について初期リスク評価を行い、今般その報告書が取りまとめられたところである。本報告書を踏まえ、物質のリスクレベルごとに下記1～3のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめたので、関係事業者等に対し、周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別添1により関係事業者団体等の長に対して傘下会員事業者への周知等を要請したので了知されたい。

また、報告書の概要を別添2として添付するとともに、検討会の報告書及び関係資料を厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudou>) に掲載しているので確認されたい。

記

1 高いリスクが認められたためさらに詳細なリスク評価が必要な物質について

次の7物質については、リスク評価の結果、一部の事業場において労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが確認されたため、平成21年度において、引き続き詳細なリスク評価を行い、その結果によりリスクの高い作業を明らかにするとともに、当該作業に係るリスク低減措置について検討する。ただし、これらの物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において適切な管理がなされていない可能性があることから、平成21年度における詳細なリスク評価の結果を待たず、速やかに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減がなされるよう、都道府県労働局及び各労働基準監督署（以下「労働局等」という。）は関係事業者等に対し周知徹底すること。

(1) 2-クロロ-1, 3-ブタジエン

(2) コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）

- (3) 酸化プロピレン
- (4) 1, 4-ジクロロ-2-ブテン
- (5) 2, 4-ジニトロトルエン
- (6) ジメチルヒドラジン
- (7) 1, 3-プロパンスルトン

(注) 1, 3-プロパンスルトンは、測定結果は定量下限値未満であったが、この物質は動物実験において極めて強い発がん性が認められたことから、使用動向、作業実態等について引き続き調査を行うべきものとされた。

2 上記1に比べてリスクは高くないものの事業場での適切な管理が必要な物質について

次の7物質については、リスク評価の結果、上記1に比べてリスクが高くないと確認されたものの、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において適切な管理がなされていない場合にはリスクが高くなる可能性があることから、法第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に努めるよう、労働局等は関係事業者等に対し周知徹底すること。

- (1) 2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル
- (2) 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル
- (3) 4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン
- (4) 2, 4-ジアミノトルエン
- (5) ヒドラジン（ヒドラジン-水和物を含む。）
- (6) 4, 4'-メチレンジアニリン
- (7) 2-メトキシ-5-メチルアニリン

3 リスクは低いものの各事業場において引き続き適切な管理を行うべき物質について

次の6物質については、リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされているためリスクは低いことが確認されたものの、有害性の高い物質であることから、必要に応じて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進するよう、労働局等は関係事業者等に対し周知徹底すること。

- (1) イソプレン
- (2) オルト-アニシジン
- (3) オルト-ニトロトルエン
- (4) ベンゾ [a] アン트라セン
- (5) ベンゾ [a] ピレン
- (6) ベンゾ [e] フルオラセン

(別添1)

基安発0201第6号
平成22年2月1日

(別紙関係団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

平成20年度リスク評価対象物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」においてイソプレン等20物質について初期リスク評価を行い、今般その報告書が取りまとめられました。本報告書を踏まえ、物質のリスクレベルごとに下記1～3のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめたので、貴団体の傘下事業場に対し、周知徹底くださいますようお願い申し上げます。

また、報告書の概要を別添として送付しますとともに、検討会の報告書及び関係資料を厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudou>) に掲載したのでお知らせいたします。

記

1 高いリスクが認められたためさらに詳細なリスク評価が必要な物質について

次の7物質については、リスク評価の結果、一部の事業場において労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが確認されたため、平成21年度において、引き続き詳細なリスク評価を行い、その結果によりリスクの高い作業を明らかにするとともに、当該作業に係るリスク低減措置について検討する。ただし、これらの物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において適切な管理がなされていない可能性があることから、平成21年度における詳細なリスク評価の結果を待たず、速やかに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、労働者へのリスク低減がなされるよう、関係事業者等に対し、周知徹底すること。

- (1) 2-クロロ-1, 3-ブタジエン
- (2) コバルト化合物 (塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)
- (3) 酸化プロピレン
- (4) 1, 4-ジクロロ-2-ブテン
- (5) 2, 4-ジニトロトルエン
- (6) ジメチルヒドラジン
- (7) 1, 3-プロパンスルトン

(注) 1, 3-プロパンスルトンは、測定結果は定量下限値未満であったが、この物質は動物実験において極めて強い発がん性が認められたことから、使用動向、作業実態等について引き続き調査を行うべきものとされた。

2 上記1に比べてリスクは高くないものの事業場での適切な管理が必要な物質について

次の7物質については、リスク評価の結果、上記1に比べてリスクが高くないと確認されたものの、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において適切な管理がなされていない場合にはリスクが高くなる可能性があることから、法第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、労働者へのリスク低減がなされるよう、関係事業者等に対し、周知徹底すること。

- (1) 2, 3-エポキシプロピルフェニルエーテル
- (2) 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル
- (3) 4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン
- (4) 2, 4-ジアミノトルエン
- (5) ヒドラジン (ヒドラジン-水和物を含む。)
- (6) 4, 4'-メチレンジアニリン
- (7) 2-メトキシ-5-メチルアニリン

3 リスクは低いものの各事業場において引き続き適切な管理を行うべき物質について

次の6物質については、リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされているためリスクは低いことが確認されたものの、有害性の高い物質であることから、必要に応じて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等に基づく措置を講ずるほか、労働者へのリスク低減がなされるよう、関係事業者等に対し、周知徹底すること。

- (1) イソプレン
- (2) オルト-アニシジン
- (3) オルト-ニトロトルエン
- (4) ベンゾ [a] アントラセン
- (5) ベンゾ [a] ピレン
- (6) ベンゾ [e] フルオラセン

別紙

(社) 日本化学工業協会
写真感光材料工業会
(社) 日本化学工業品輸入協会
カーボンブラック協会
石油化学工業協会
合成ゴム工業会
日本スチレン工業会
(社) 日本芳香族工業会
塩ビ工業・環境協会
酢ビ・ポパール工業会
日本アクリロニトリル工業会
アクリル酸エステル工業会
ウレタン原料工業会
日本ソーダ工業会
硫酸協会
日本無機薬品協会
日本フルオロカーボン協会
触媒工業協会
日本火薬工業会
日本産業洗浄協議会
光触媒工業会
日本酸化チタン工業会
日本ヨード工業会
使用済触媒資源化協会
発砲スチレン工業会
日本フォームスチレン工業組合
日本ポリオレフィンフィルム工業組合
日本ビニル工業会
押出發泡ポリスチレン工業会
合成樹脂工業協会
日本A B S樹脂工業会
エポキシ樹脂工業会
吸水性樹脂工業会
日本弗素樹脂工業会
日本プラスチック工業連盟
全日本プラスチック製品工業連合会
ウレタンフォーム工業会
(社) 日本合成樹脂技術協会
(社) 強化プラスチック協会
可塑剤工業会
メラミン工業会
ポリカーボネート樹脂技術研究会
吸水性樹脂工業会
日本P E Tフィルム工業会
日本溶剤リサイクル工業会
日本難燃剤協会
日本有機過酸化物工業会
化成品工業協会
(社) 有機合成化学協会
(社) 日本塗料工業会
日本工業塗装協同組合連合会
印刷インキ工業会

(財) 油空圧機器技術振興財団
(財) ヒートポンプ・蓄熱センター
日本メンテナンス工業会
(社) 日本ロボット工業会
(財) マイクロマシンセンター
(財) 製造科学技術センター
(社) 日本粉体工業技術協会
(財) 日本溶接技術センター
(社) 日本プラントメンテナンス協会
日本ホィール・圧力容器工業組合
日本プラスチック機械工業会
日本部品供給装置工業会
(社) 日本農業機械工業会
(社) 日本工作機械工業会
日本工具工業会
超硬工具協会
ダイヤモンド工業協会
日本小型工作機械工業会
日本工作機械販売協会
(社) 日本半導体製造装置協会
(社) 日本印刷産業機械工業会
(社) 日本アミュージメントマシン工業協会
(社) 日本機械設計工業会
日本真空工業会
(社) 日本時計協会
(社) 日本オプトメカトロニクス協会
(社) 日本望遠鏡工業会
(社) 日本縫製機械工業会
(財) 日本カメラ財団
カメラ映像機器工業会（中間法人）
全国ミシ商工業協同組合連合会
日本写真映像用品工業会
日本光学工業協会
日本顕微鏡工業会
(社) 日本配電制御システム工業会
(社) 日本鉄塔協会
(社) 日本冷凍空調工業会
(社) 日本冷凍空調設備工業連合会
(社) 日本包装機械工業会
(社) 日本食品機械工業会
全国醸造機器工業組合
日本水産機械工業協同組合
協同組合日本製パン製菓機械工業会
全国製菓厨房機器原材料協同組合
全国製菓機器商工協同組合
(社) 日本繊維機械協会
(社) 全国木工機械工業会
全日本木工機械商業組合
全国機械用刃物研磨工業協同組合
日本機械鋸・刃物工業会
日本自動販売機工業会
日本自動販売機保安整備協会

日本石鹼洗剤工業組合
日本石鹼洗剤工業会
日本界面活性剤工業会
日本家庭用洗淨剤工業会
日本接着剤工業会
日本オートケミカル工業会
(財) 化学物質評価研究機構
(社) 日本試薬協会
日本化粧品工業連合会
電気機能材料工業会
日本化学繊維協会
日本紡績協会
日本羊毛紡績会
(社) 日本タンナーズ協会
(社) 日本毛皮協会
(財) 日本皮革研究所
日本ゼラチン工業組合
奈良県毛皮革協同組合連合会
日本革類卸売事業協同組合
全日本爬虫類皮革産業協同組合
協同組合資材連
日本靴工業会
全日本革靴工業協同組合連合会
日本ゴム履物協会
(社) 日本染色協会
(社) 日本印刷産業連合会
日本製紙連合会
(社) 日本電機工業会
電気・電子・情報通信産業経営者連盟
(社) 日本鉄鋼連盟
ロックウール工業会
日本保温保冷工業協会
高発泡ポリエチレン工業会
日本繊維板工業会
農薬工業会
全国鍍金工業組合連合会
日本製薬団体連合会
ニッケル協会東京事務所
日本鋳業協会
板硝子協会
硝子繊維協会
電気硝子工業会
(社) 日本硝子製品工業会
日本ガラスびん協会
(社) 日本経済団体連合会
(社) 日本産業機械工業会
(社) 日本建設機械工業会
(社) 電子情報技術産業協会
(社) ビジネス機械・情報システム産業協会
(財) 工作機械技術振興財団
(財) 先端加工機械技術振興協会
(財) メカトロニクス技術高度化財団
(財) ファナックF Aロボット財団
(財) マザック財団
(社) 日本電子回路工業会

日本暖房機器工業会
日本吹出口工業会
(社) 日本ベアリング工業会
(社) 日本フルードパワー工業会
(社) 日本ねじ工業協会
(社) 日本歯車工業会
日本チェーン工業会
(財) 日本軸受検査協会
全国伝動機工業協同組合
(社) 日本計量機器工業連合会
(社) 日本電気計測器工業会
(社) 日本分析機器工業会
(社) 日本非破壊検査工業会
日本科学機器団体連合会
日本精密測定機器工業会
日本試験機工業会
日本光学測定機工業会
日本測量機器工業会
日本ガスメーター工業会
日本ガソリン計量機工業会
日本タクシーメーター工業会
日本硝子計量器工業協同組合
日本圧力計温度計工業会
(社) 自動車工業会
(社) 日本造船工業会
(社) 日本中小型造船工業会
(社) 日本塗装工業会
(社) 全国防水工事業協会
日本合板工業組合連合会
コンクリート用化学混和剤協会
日本香料工業会
(社) 日本表面処理機材工業会
(社) 電池工業会
日本木材防腐工業組合
中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
鋳業労働災害防止協会
(社) 全国労働衛生団体連合会
(社) 日本作業環境測定協会
(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
(社) 日本保安用品協会
(独) 労働者健康福祉機構
(社) 全国登録教習機関協会

平成21年6月30日
労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室
(担当・内線)室長 島田和彦(5508)
補佐 大淵和代(5511)
(電話・代表) 03(5253)1111
(夜間直通) 03(3502)6756

平成20年度化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価検討会報告書の公表について

～初期リスク評価を実施し、リスクの高かった7物質について

21年度に詳細リスク評価を実施～

国は、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、有識者からなる検討会(「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」(座長: 櫻井治彦中央労働災害防止協会技術顧問))を開催し、有害化学物質についてリスク評価を行っていますが、平成20年6月から平成21年5月にかけて検討会を行い、イソプレン等20物質の初期リスク評価に関する検討会報告書が取りまとめられたので、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、その概要を別添のとおり公表します。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/06/s0630-7.html>

厚生労働省においては、本報告書を踏まえ、初期リスク評価を行った20物質のうち、高いリスクが認められた等の理由により、さらに詳細なリスク評価が必要とされた①2-クロロ-1, 3-ブタジエン、②コバルト化合物(塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)、③酸化プロピレン、④1, 4-ジクロロ-2-ブテン、⑤2, 4-ジニトロトルエン、⑥ジメチルヒドラジン、⑦1, 3-プロパンスルトンの7物質については、平成21年度において詳細なリスク評価を行い、その結果によりリスクの高い作業を明らかにするとともに、当該作業に係るリスク低減措置について検討することとしておりますが、詳細なリスク評価の結果を待たず、関係事業者等に対し、当該化学物質によるばく露の低減のため、適切に管理するよう行政指導を行う予定としております。

また、初期リスク評価を行った20物質のうち、現時点では問題となるリスクは認められないが、事業場での適切な管理が必要とされた2, 3-エポキシプロピルフェニルエーテル等7物質についても、関係事業者等に対し、適切な管理について行政指導を行う予定としております。

(別添)

「平成20年度化学物質による労働者の健康障害防止に係る

リスク評価検討会報告書」の概要及び今後の対応

1 初期リスク評価物質

「ヒトに対する発がん性物質」又は「ヒトに対しておそらく発がん性がある物質」とされている次の20物質。

- ①イソプレン
- ②2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル
- ③オルト-アニシジン
- ④オルト-ニトロトルエン
- ⑤2-クロロ-1, 3-ブタジエン
- ⑥コバルト化合物(塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)
- ⑦酸化プロピレン
- ⑧4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル
- ⑨4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン
- ⑩2, 4-ジアミノトルエン
- ⑪1, 4-ジクロロ-2-ブテン
- ⑫2, 4-ジニトロトルエン
- ⑬ジメチルヒドラジン
- ⑭ヒドラジン(ヒドラジン-水和物を含む。)
- ⑮1, 3-プロパンスルトン
- ⑯ベンゾ[a]アントラセン
- ⑰ベンゾ[a]ピレン
- ⑱ベンゾ[e]フルオラセン
- ⑲4, 4'-メチレンジアニリン
- ⑳2-メトキシ-5-メチルアニリン

2 リスク評価の手法

リスク評価は、有害性の評価とばく露の評価からなる。

- (1) 有害性評価については、評価対象物質について有害性に関する情報を収集し、得られた情報から有害性評価を行うとともに、評価値(※)を設定。
- (2) ばく露評価については、「有害ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく報告)の報告事業場に対して実施したばく露実態調査により得られた個人ばく露測定結果からばく露濃度を算出。
- (3) 有害性評価から得られた評価値とばく露評価から得られたばく露濃度を

比較することによりリスク評価を実施。

※評価値は、労働者が勤労生涯を通じて毎日当該物質にばく露した場合に健康に悪影響が生じるばく露限界値。評価値には、一次評価値と二次評価値がある。

○一次評価値：労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合に、当該ばく露に起因して1万人に1人の割合でがんが発生すると推測される濃度

○二次評価値：労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合に、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受ける可能性があると考えられる濃度

3 初期リスク評価の結果及び今後の対応

20物質について初期リスク評価を行ったところ、別紙1のように判定された。また、この結果を踏まえて、別紙1に示すとおり今後の対応を行っていく。

<添付資料>

- 別紙1 初期リスク評価の結果及び今後の対応
- 別紙2 初期リスク評価物質（20物質）に関する情報
- 別紙3 検討会参集者名簿及び開催経緯

(別紙 1) 初期リスク評価の結果及び今後の対応

評価結果の概要	物質名	今後の対応
<p>(1) 次の6物質については、取り扱う一部の事業場において、二次評価値を超えるばく露が見られたことから、これらの物質については、さらに詳細なリスク評価を行うべきであり、その結果によりリスクの高い作業を明らかにするとともに、当該作業に係るリスク低減措置について検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2-クロロ-1, 3-ブタジエン ○ コバルト化合物 (塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る) ○ 酸化プロピレン ○ 1, 4-ジクロロ-2-ブテン ○ 2, 4-ジニトロトルエン ○ ジメチルヒドラジン 	<p>関係事業者等に対し、ばく露低減のため適切に管理が行われるよう行政指導を行うとともに、平成21年度において詳細なリスク評価を実施する。</p>
<p>(2) 次の1物質については、測定結果は定量下限値未満であったが、この物質は動物実験において極めて強い発がん性が認められたことから、使用動向、作業実態等について引き続き調査を行うべきであり、その結果によりリスクの高い作業を明らかにするとともに、当該作業に係るリスク低減措置について検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1, 3-プロパンスルトン 	<p>関係事業者等に対し、ばく露低減のため適切に管理が行われるよう行政指導を行うとともに、平成21年度において詳細なリスク評価を実施する。</p>
<p>(3) 次の7物質については、測定結果が一次評価値を超えていたものの二次評価値以下であったことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは高くないと考えられるが、有害性の高い物質であることから、国は、既存の法令に基づく対応を図るとともに、事業者においてリスク評価を実施して、引き続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2, 3-エポキシプロピルフェニルエーテル ○ 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル ○ 4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン ○ 2, 4-ジアミノトルエン ○ ヒドラジン (ヒドラジン-水和物を含む) ○ 4, 4'-メチレンジアニ 	<p>関係事業者等に対し、引き続き適切な管理が行われるよう行政指導を行う。</p>

<p>き適切な管理を行うべきである。</p>	<p>リン ○2-メトキシ-5-メチルアニリン</p>	
<p>(4) 次の6物質については、測定結果が一次評価値以下であった(二次評価値のみが設定され、測定結果が二次評価値以下であった物質を含む。)ことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは低いと考えられるが、各事業場において引き続き適切な管理を行うべきである。</p>	<p>○イソプレン ○オルト-アニシジン ○オルト-ニトロトルエン ○ベンゾ [a] アントラセン ○ベンゾ [a] ピレン ○ベンゾ [e] フルオラセン</p>	<p>関係事業者等に対し、自主的な管理を推進する。</p>

(別紙2) 初期リスク評価物質(20物質)に関する情報

	物質名 (CAS No.)	有害性情報	主な用途
1	イソプレン (78-79-5)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な 損傷性・刺激性、特定標的臓器・全身毒性あ り。	合成ゴム原料
2	2, 3-エポキシプロピル= フェニルエーテル (122-60-1)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対 する重篤な損傷性・刺激性、皮膚感作性、生 殖毒性、特定標的臓器・全身毒性あり。	エポキシ樹脂・アルキド樹 脂の反応希釈剤、樹脂安 定剤、木綿等の改質剤、分 散染料の染色改良剤
3	オルト-アニシジン (90-04-0)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○特定標的臓器・全身毒性あり。	染料中間体
4	オルト-ニトロトルエン (88-72-2)	○ヒトに対しておそらく発がん性がある。 ○急性毒性、眼に対する重篤な損傷性・刺 激性、反復投与毒性、生殖・発生毒性あり。	染料中間体、有機合成
5	2-クロロ-1, 3-ブタジ エン (126-99-8)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対 する重篤な損傷性・刺激性、反復投与毒性、 生殖・発生毒性あり。	合成ゴム原料
6	コバルト化合物(塩化コバ ルト及び硫酸コバルトに限 る。) (7646-79-9,10124-43-3)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚感作性、呼吸器感作性、 反復投与毒性あり。	<塩化コバルト> 乾湿指示薬、陶磁器の着 色剤、メッキ、触媒の製造、 保健用医薬品、毒ガスの吸 着剤 <硫酸コバルト> コバルト塩の原料、蓄電 池、メッキ、ペイント・インキ の乾燥剤、陶磁器の顔料、 触媒
7	酸化プロピレン (75-56-9,15448-47- 2,16088-62-3)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対 する重篤な損傷性・刺激性、皮膚感作性、生 殖毒性、特定標的臓器・全身毒性あり。	ポリエステル樹脂原料、ウ レタンフォーム原料、塩化ビ ニル安定剤、界面活性剤、 合成樹脂原料、顔料、医薬 品の中間体、殺菌剤
8	4, 4'-ジアミノジフェニル エーテル (101-80-4)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚感作性、反復投与毒性あ り。	ポリイミド、ポリアミドイミド、 ポリアミド用原料、エポキシ シ、ウレタン等高分子化合 物の原料、架橋剤
9	4, 4'-ジアミノ-3, 3'- ジメチルジフェニルメタン (828-88-0)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、反復投与毒性あり。	エポキシ樹脂、ウレタン樹 脂用硬化剤
10	2, 4-ジアミノトルエン (95-80-7)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚感作性、反復投与毒性、 生殖毒性あり。	ポリウレタン樹脂原料、染 料中間体

11	1, 4-ジクロロ-2-ブテン (764-41-0)	○ヒトに対しておそらく発がん性がある。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・刺激性、反復投与毒性あり。	ヘキサメチレンジアミン、クロロプレン製造の中間体
12	2, 4-ジニトロトルエン (25321-14-6,121-14-2)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、反復投与毒性、生殖・発生毒性あり。	有機合成、トルイジン、染料、火薬の中間体
13	ジメチルヒドラジン (57-14-7,540-73-8)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・刺激性、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性あり。	合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬品・農薬の原料、ミサイル推進薬、界面活性剤
14	ヒドラジン (302-01-2) ヒドラジーン水和物 (7803-57-8)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・刺激性、反復投与毒性、生殖・発生毒性あり。	<ヒドラジン> ロケット燃料、エアークラウド用起爆剤 <ヒドラジーン水和物> プラスチック発泡剤製造、清缶剤、水処理剤、還元剤、重合触媒、試薬、農薬
15	1, 3-プロパンスルホン (1120-71-4)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、皮膚感作性あり。	合成樹脂、繊維、塗料、染料、医薬品の合成中間体
16	ベンゾ[a]アントラセン (56-55-3)	○ヒトに対しておそらく発がん性がある。 ○生殖毒性あり。	単品としての工業的生産はなく、コールタール系重質油の成分として存在
17	ベンゾ[a]ピレン (50-32-8)	○ヒトに対して発がん性がある。 ○生殖毒性あり。	単品としての工業的生産はなく、コールタール処理、石油精製等で発生
18	ベンゾ[e]フルオラセン (205-99-2)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○情報不十分。	単品としての工業的生産はなく、化石燃料の不完全燃焼や分解で発生
19	4, 4'-メチレンジアニリン (101-77-9)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・刺激性、皮膚感作性、反復投与毒性あり。	MDI(メチレンビスフェニルジイソシアネート)の製造原料、エポキシ樹脂の硬化剤、染料中間体
20	2-メトキシ-5-メチルアニリン (120-71-8)	○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・刺激性、反復投与毒性あり。	各種アゾ染料中間体、エオサミンB、コクシニンB、ジアミノファストバイオレットBBNなどの中間体

(別紙3) 検討会参集者名簿及び開催経緯

1 リスク検討会参集者名簿

- 池田 敏彦 横浜薬科大学教授
内山 巖雄 京都大学名誉教授
江馬 真 独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員
大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授
小西 淑人 社団法人日本作業環境測定協会調査研究部長
○櫻井 治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問
清水 英佑 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授
本間 健資 社団法人日本作業環境測定協会研修センター所長
和田 攻 産業医科大学学長
(○は座長)

2 リスク評価検討会開催経過

第1回 平成20年6月10日(火)

- ① 平成20年度リスク評価対象物質の有害性評価及び評価値について
- ② 平成20年度リスク評価対象物質のばく露実態調査について

第2回 平成20年8月8日(金)

- ① 「リスク評価手法」の改訂について
- ② 平成20年度リスク評価対象物質の評価値について
- ③ 平成21年有害物ばく露作業報告の対象物質の選定について

第3回 平成20年10月27日(月)

- ① 「リスク評価手法」の改訂について
- ② 平成20年度リスク評価対象物質の評価値について

第4回 平成21年2月12日(木)

- 平成20年度リスク評価対象物質の評価値について

第5回 平成21年2月24日(火)

- 平成20年度リスク評価対象物質のばく露評価について

第6回 平成21年3月4日（水）

○平成20年度リスク評価対象物質のばく露評価について

第7回 平成21年4月17日（金）

①平成20年度リスク評価対象物質の評価値について

②平成20年度リスク評価対象物質のばく露評価について

第8回 平成21年5月15日（金）

①平成20年度リスク評価対象物質の評価値について

②検討会報告書について

第9回 平成21年5月28日（木）

①平成20年度リスク評価対象物質の評価値について

②検討会報告書について

<参照条文>

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（労働者の行うべき調査等）

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2・3 （略）

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（有害原因の除去）

第五百七十六条 事業者は、有害物を取り扱い、ガス、蒸気又は粉じんを発生し、有害な光線又は超音波にさらされ、騒音又は振動を発生し、病原体によつて汚染される等有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければならない。

（ガス等の発散の抑制等）

第五百七十七条 事業者は、ガス、蒸気又は粉じんを発生する屋内作業場においては、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするため、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置を設ける等必要な措置を講じなければならない。

（呼吸用保護具等）

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低

温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

（皮膚障害防止用の保護具）

第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、中毒若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。